

企画委員会運営細則

東広島市立寺西小学校

第1条 この細則は、東広島市立寺西小学校校務運営規程第7条に基づき、企画委員会の組織及び運営について必要な事項を定める。

第2条 本会議は、校長の意思決定にあたっての補助機関であり、学校運営全般にわたる校長の意思決定の補助を行う。

第3条 本会議は、校長が招集し主宰する。ただし、校長に事故あるときは、教頭が招集する。

第4条 本会議は、月1回の開催とすることを原則とするが、必要に応じて随時これを開催することができる。

2 本会議は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、研究主任、特別支援教育コーディネーター及び学年主任並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

第5条 本会議は、次の事項について審議する。

- (1) 教育目標の設定
- (2) 校務運営に関する事項
- (3) 学校行事に関する事項
- (4) 施設設備の充実に関する事項
- (5) 職員会議で取り上げる事項の検討・整理
- (6) その他、校長が必要と認める事項

第6条 本会議は、学校評価委員会を兼ねる。

第7条 本会議に、司会・記録者を置く。

2 司会は主幹教諭、記録者は教務主任が行う。

3 記録者は、次の事項を記録する。

- (1) 司会・記録者及び出席者
- (2) 開催年月日、時刻及び開催場所
- (3) 議案及び協議内容
- (4) その他必要な事項

第8条 本会議の会議録は、校長の決裁後、主幹教諭において保管する。

附則 この細則は、令和 4年4月1日から施行する。

特別支援教育委員会設置要綱

東広島市立寺西小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第4章 第17条 第2項に基づき、「特別支援教育委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は、校長が指名する。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
その他校長が必要と認める職員

(業務内容)

第3条 委員会は、特別な支援を要する児童のための支援に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成、取組みの検証
- (2) 不登校及び発達障害の児童への支援に係る研修の年間計画の作成
- (3) スクールカウンセラー、心のサポーター等の相談窓口の運営
- (4) 児童の状況把握を行い、組織的な指導及び対応に係る企画・運営
- (5) 医療機関及び関係専門機関との連携
- (6) 特別支援教育の充実・推進の取組み

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、令和 4年4月1日から施行する。

道徳教育推進委員会設置要綱

東広島市立寺西小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第4章 第18条 第2項に基づき、「道徳教育推進委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は、校長が指名する。

道徳教育推進教師、校長が必要と認める職員

(業務内容)

第3条 委員会は、道徳教育の充実・推進に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成、取組みの検証
- (2) 道徳教育の充実に係る研修の年間計画の作成
- (3) 道徳教育の全体計画・指導計画の立案
- (4) 保護者及び地域との連携

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、令和 4年4月1日から施行する。

学校保健委員会設置要綱

東広島市立寺西小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第4章 第19条 第2項に基づき、「学校保健委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は、次の者をもって構成する。

学校医，学校歯科医，学校薬剤師，保護者代表
学校長，教頭，主幹教諭，保健主事，養護教諭
ただし，必要に応じて関係機関の参加を認める。

(事業内容)

第3条 委員会は、学校保健安全法に基づいて、児童及び教職員の健康の保持増進・学校保健安全活動の推進を図ることにより、学校教育の円滑な実施とその成果を確保することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 年間の事業計画の立案
- (2) 児童の体位，体力，学習能率の向上のための保健的研究と対策
- (3) 児童の精神衛生上の諸問題の研究と対策
- (4) 健康診断の事後措置，特に疾病傷害の予防と治療についての計画と実施
- (5) 保健安全教育の計画と実施
- (6) 関係機関との連絡・調整
- (7) その他必要と認めること

第4条 委員会の開催は年2回とし，必要に応じ臨時に招集することができる。

(その他)

第5条 この要項に定めるほか，当該委員会の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附則 この要項は，平成19年4月1日から施行する。

令和 4年4月1日 一部改正

学校衛生委員会設置要綱

東広島市立寺西小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第4章 第20条 第2項に基づき、「学校衛生委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は、校長が指名する。

校長，教頭，主幹教諭，職員代表2名

(事業内容)

第3条 職員の健康と安全の保持増進を図り，円滑な学校運営に資するため，次の事項を行う。

- (1) 委員会の年間事業計画の作成，取組の検証
- (2) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置
- (3) 職員の安全又は衛生のための教育の実施
- (4) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置
- (5) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策
- (6) 前各号に掲げるもののほか，労働災害を防止するための必要な措置
- (7) その他必要と認めること

第4条 委員会の開催は月1回とし，必要に応じ臨時に招集することができる。

第5条 司会は教頭，記録は主幹教諭とし，会議録は，主幹教諭が保管する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか，当該委員会の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附則

この要項は，平成22年4月1日から施行する。

令和4年4月1日 一部改正

体罰，セクシュアル・ハラスメント，いじめ相談窓口設置要綱

東広島市立寺西小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第4章 第22条 第2項に基づき、「体罰，セクシュアル・ハラスメント，いじめ相談窓口（ハート相談窓）」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は，校長が指名する。

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，養護教諭，（心のサポーター）

(業務内容)

第3条 相談窓口は，体罰，セクシュアル・ハラスメント，いじめ防止に関わる次の業務を行う。

- (1) 「体罰，セクシュアル・ハラスメント，いじめ相談窓口」の運営，周知
- (2) 児童の状況を把握するための調査の実施及びその分析
- (3) 服務規律の確保に向けた啓発，環境づくり及び情報の発信

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか，当該相談窓口の運営等について必要な事項は，校長が定める。

附則

この要項は，平成22年4月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改正

令和4年4月1日 一部改正

不祥事防止委員会設置要綱

東広島市立寺西小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第4章 第24条 第2項に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は、校長が指名する。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、職員代表3名

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成、取組みの検証
- (2) 服務規律の確保に係る研修の年間計画、企画、実施
- (3) 「体罰、セクシュアル：ハラスメント相談窓口」の運営、周知
- (4) 児童の状況を把握するためのアンケートや調査の実施、分析
- (5) 服務規律の確保に向けた啓発、環境づくり、情報の発信
- (6) 教職員相互のコミュニケーションづくり、不祥事防止チェックの実施
- (7) PTA等との情報交換
- (8) その他、服務規律の確保に向けた取組に関する協議

第4条 委員会の開催は月1回とし、必要に応じ臨時に招集することができる。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

第6条 司会は教頭、記録は主幹教諭とし、会議録は、主幹教諭が保管する。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

令和4年4月1日 一部改正

いじめ防止委員会設置要綱

東広島市立寺西小学校

(趣旨)

第1条 校務運営規程 第4章 第25条 第2項に基づき、「いじめ防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員は、校長が指名する。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター その他校長が認める職員

(業務内容)

第3条 委員会は、いじめ防止に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成、取組の検証
- (2) いじめ防止に係る研修の年間計画、企画、実施
- (3) 「いじめ相談窓口」の運営、周知
- (4) 児童の状況を把握するためのアンケートや調査の実施、分析
- (5) いじめ防止に向けた啓発、環境づくり、情報の発信
- (6) いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- (7) いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- (8) いじめを行った児童に対する指導
- (9) いじめを行った児童の保護者に対する助言
- (10) その他、いじめ防止に向けた取組に関すること

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

第5条 司会は主幹教諭、記録は生徒指導主事とし、会議録は、生徒指導主事が保管する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

令和 4年4月1日 一部改正